

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		助産施設への入所の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市助産の実施に関する条例施行規則
条 項		第 4 条
所 管 部 課		区役所健康福祉部支援課
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市助産の実施に関する条例 第2条 助産の実施を受けることのできる者は、法第22条第1項に規定する妊産婦で他からの援助が期待できないものとする。 さいたま市助産の実施に関する条例施行規則 第2 条 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。 (1) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表のD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、助産の実施を受けることができる。 (2) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表のA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(健康保険法施行令第36条第1号に規定する要件を満たす内容で締結される保険契約の保険料に相当する額として支払われる額を除く。)が、39 万円以上であるとき。
	設定等年月日	平成 17 年 8 月 1 日設定 平成 26 年 10 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (将来的に申請が見込まれるものの、申請が稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		

別表（第6条関係）

（一部改正〔平成18年規則141号・20年38号・84号・21年43号・98号・22年84号・24年50号・74号・26年134号〕）

階層区分	定義	徴収金（入所日から退所日までに係る額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分（4月1日から6月30日までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	2,200円	
C1	A階層及びB階層を除き前年分（1月1日から6月30日	当該年度分の市町村民税が均等割額のみ	4,500円
C2	までにあつては前々年分。以下同じ。）の所得税非課税世帯	当該年度分の市町村民税に所得割額のある世帯	6,600円
D	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が8,400円以下の世帯	9,000円	

備考

- この表において「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつたときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。
- この表において「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）によって計算された所得税の額をい

う。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号から第3号まで（第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項、第3項及び第5項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 妊産婦の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は0円とする。
- (1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯
 - (2) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）を除く。）のいる世帯 次に掲げる児童（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (4) その他の世帯 申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 助産の実施がとられた妊産婦に係るこの表の適用については、出産一時金（社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者である妊産婦がその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額をいう。）の額に、B階層にあっては20パーセント、C階層にあっては30パーセント、D階層にあっては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収額に加えるものとする。
- 5 助産施設において多子出産があった場合の費用徴収については、次の計算式により算出して得た額とする。
- $$\text{徴収額} \{ 1 + 0.1 \times (\text{出生児数} - 1) \} + \text{出産一時金} \times \{ \text{出生児数} \times \text{所定の割合} (20\%、30\%、50\%) \}$$